

ウォーターニュースあまがさき

第21号 / 平成15年11月

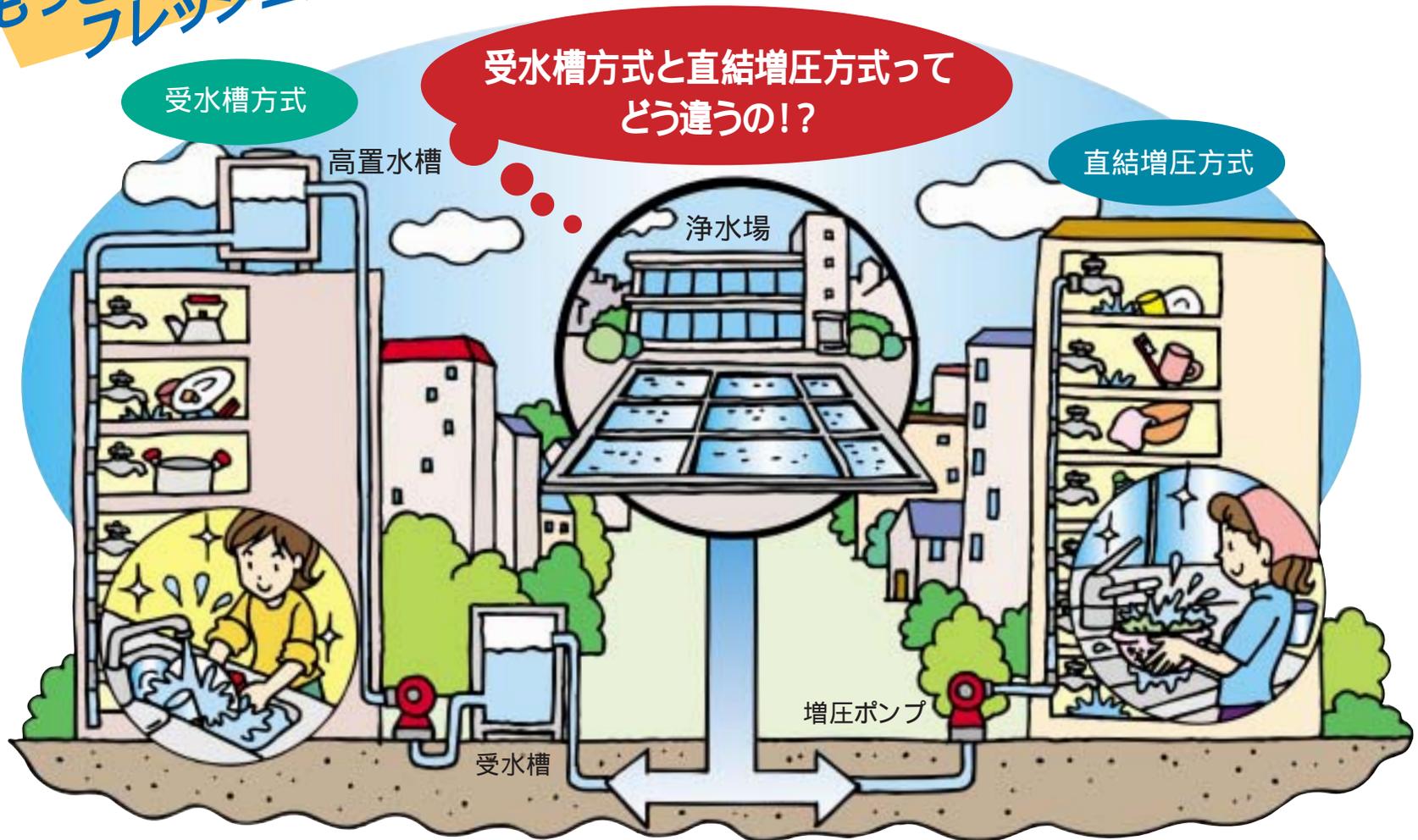
発行: 尼崎市水道局

〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4-16 TEL:06(6489)7402
ホームページ <http://www.suidou.amagasaki.hyogo.jp>

受水槽方式から直結増圧給水への切り替えのご検討を!

もっとフレッシュに!!

11月から切り替えがしやすくなりました



受水槽方式とは

浄水場から送り出す水の圧力だけでは中・高層階まで水が届かないため、送られてきた水をいったん受水槽に貯め、そこからポンプで屋上の高置水槽に上げてから各ご家庭のじゃ口に水を届ける方法です(高置水槽がない場合もあります。)

受水槽や高置水槽が汚れたりしていると、水が汚染されるおそれがあります。また、使われる水の量に対して受水槽の容量が大きすぎた場合、受水槽の水が入れ替わるのに時間がかかり、滅菌のために水道水に含まれている塩素がなくなるという心配もあります。

このため、受水槽方式の建物では、受水槽や高置水槽の定期的な清掃や水質検査などの「管理」が大変重要になってきます。

直結増圧方式とは

受水槽方式の管理問題を解消するために、受水槽なしで浄水場から送られてきた水を増圧ポンプを使って直接ご家庭にお届けするという「直結増圧給水」という方式が全国的に取り入れられるようになってきました。

尼崎市でも、平成11年4月から採用し、10階建て程度までの建物であれば、この方式によることができます。

最近、新築されるほとんどの中・高層の建物には、この方式が取り入れられていますが、水道局では、現在受水槽方式をとっている既設の建物を直結増圧方式に切り替えしやすくするために11月から給水設備の基準(耐圧基準)を見直しました。よりフレッシュな水道水をお使いいただくために、切り替えをご検討ください。

直結増圧給水へ切り替える場合の長所・短所

直結増圧給水には、受水槽管理の必要がないという長所もありますが、短所もあります。導入に当たっては、よくご検討ください。

長所	不適切な受水槽の管理から生じる水質の汚染や劣化の心配がなくなる。 受水槽の清掃や水質検査などの管理が不要になる。 受水槽の設置スペースが有効活用できる。 浄水場からの水圧を利用できるため、受水槽に比べポンプを動かす電気代が節約できる。
短所	断水した際、受水槽方式では受水槽にたまっている水は使えるが、直結増圧方式では、一般の平屋や2階建ての家と同じようにすぐに断水する。 増圧ポンプの設置等の設備改造の一時費用が必要となる(設備の改造費用は建物の所有者など改造をされる方の負担です。)

直結増圧給水とする場合の条件

直結増圧給水するには、次のような条件があります。

10階建て程度までの建物であること。ただし、病院など断水の影響が大きい建物、危険な化学物質等を取り扱う工場などは対象外です。

水道局が定めている設備基準に適合していること。
直結増圧給水の導入について水道局と協議する時点で、その建物の使用目的が決まっていること(例えば、住宅専用、あるいはデパート等の店舗用など)。

直結増圧給水についての詳しい内容の確認やご相談先
水道局給水装置課 6489-7430



水道事業の財政状況

平成14年度の決算状況をお知らせします



平成14年度は財政計画の初年度でしたが、計画より収支が5,400万円好転し、2億700万円の黒字となりました。しかし、水の売上の減少傾向は止まらず、また、多額の累積赤字があるため、非常に厳しい状況が続きます。

なぜ財政計画が必要だったの？

水道事業の財政は、水の売れ行きが著しい減少や、尼崎市で使う水の約9割を供給する阪神水道企業団の水の卸値の値上げなどで悪化し、平成13年度末で約27億円の累積赤字が見込まれるという極めて厳しい状況でした。

このため、平成14年度から16年度までの3カ年の財政計画を立て、事業財政の建て直しを図りました。

この財政計画は、

平成13年度末の累積赤字は当面棚上げする。

計画期間である3カ年の収支を均衡させる。

この2点を基本とし、3カ年で19人(10.8%)の人員削減等の企業努力を行う一方、平成14年4月1日から平均21.36%の料金値上げをお願いしました。

14年度の結果は？

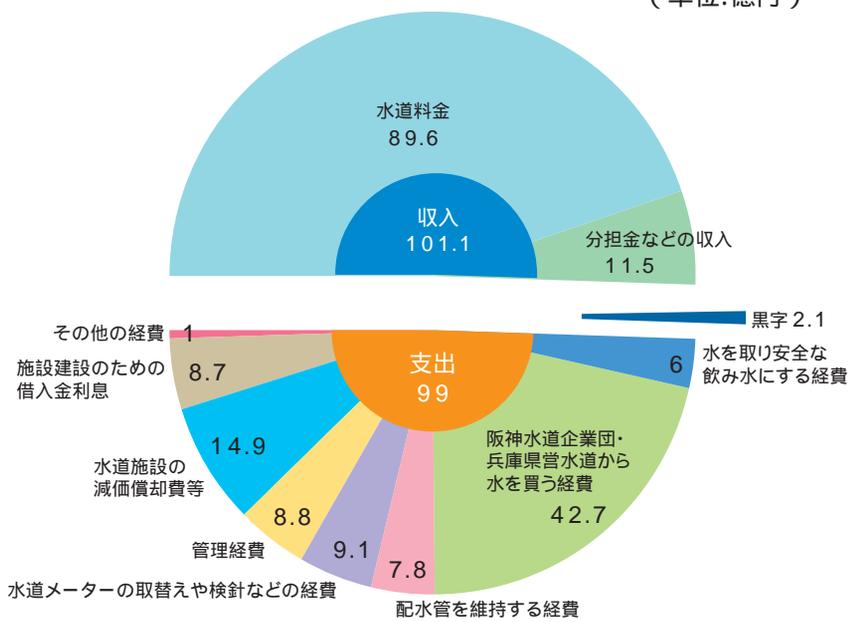
財政計画初年度の平成14年度は、計画よりも収支が5,400万円好転し、2億700万円の黒字を計上することができ、これにより累積赤字は、24億1,000万円になりました。

しかし、計画より好転したものの、その内容は全く楽観できるものではなく、逆に非常に厳しい状況にあります。

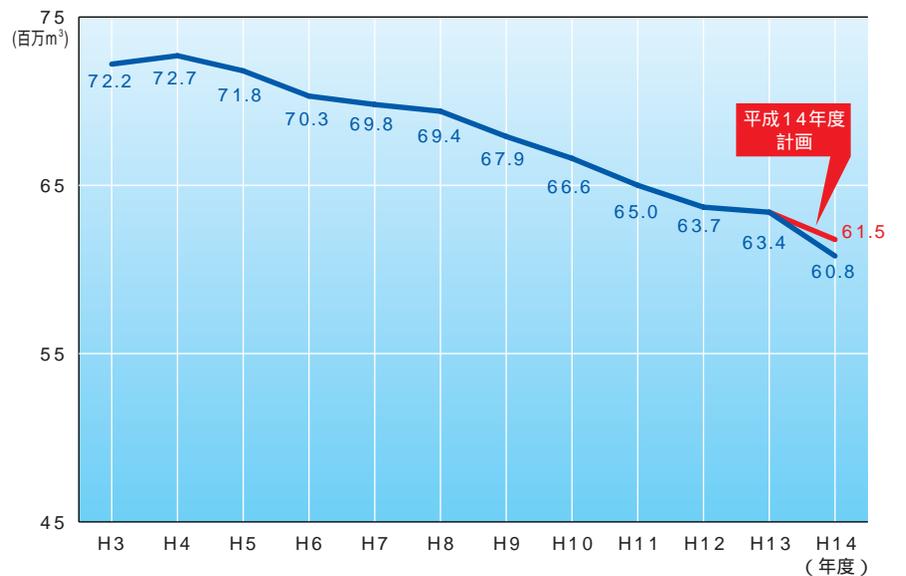
その大きな理由は、収入の大部分を占める水道料金収入が、計画よりも1億7,900万円減少したことに見られるように、水の売上量が予測以上に減少しており、また、15年度は10年ぶりの冷夏といわれるような異常気象となったことも加わり、一段と売上量が落ちると見込まれるからです。

【平成14年度決算】

(単位:億円)



【水の売上量の推移】

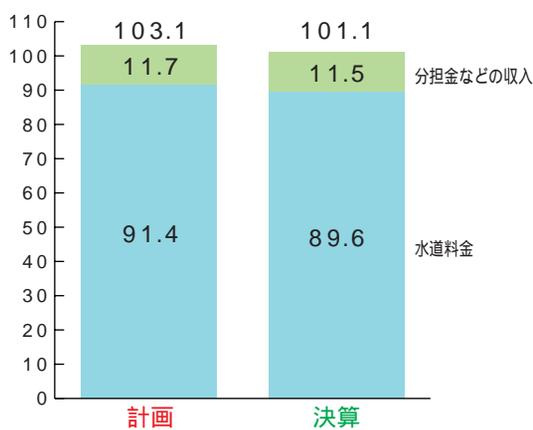


水の売上量は、平成4年度をピークに減少の一途をたどっており、この10年間で、16.4%も減少しました。しかも、この減少傾向が止まる兆しは見えません。

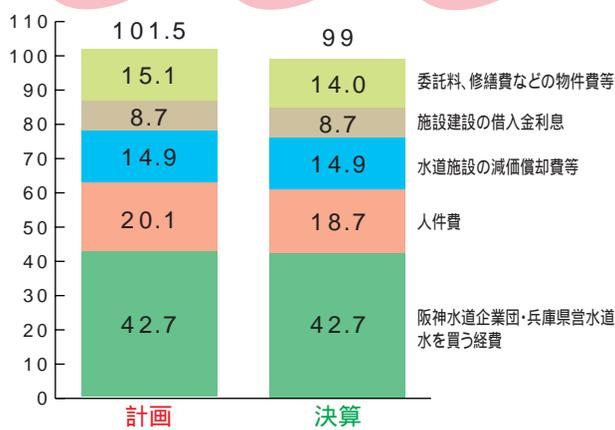
財政計画と実績との比較(平成14年度)

(単位:億円)

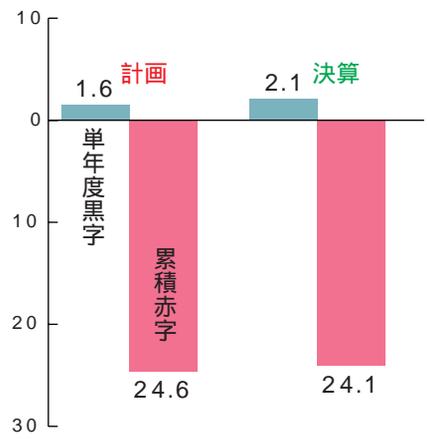
【収入】



【支出】



【単年度黒字・累積赤字】



お問い合わせ先 / 水道局経理課 6489-7408



私道にも水道局の配水管を布設します

私道には、水道局の配水管を布設していませんが、所有者の異なる次のような家屋が2戸以上ある場合は布設しますので、どうぞご利用ください。

水の出が悪い家屋

私道に布設されている引き込み管が老朽管である家屋 (老朽管とは、鉛管、石綿管、鋼管などをいいます)

「私道の幅が1.8m以上あること」、「私道の所有者全員の土地の使用承諾が得られること」、「水道局が布設する管の長さが30m以上又は布設された管から給水を受ける家屋が10戸以上あること」などの条件があります。

お問い合わせ先 / 水道局工務課 6489-7450



水道の使用開始・中止などのお届けは、水道局電話受付センターにお電話ください!

新たに水道をお使いになるとき
水道の使用をお止めになるとき
お届けのお名前を変えるとき
水道の水もれの修繕申込、道路上の水もれのご連絡など

電話番号 6375-0002

午前9時から午後5時15分

土・日・祝日も受付します。年末年始(12月29日~1月3日)を除きます。

